

第1章

安心して健やかに暮らせるまち ～ともに支え合おう～

安全・安心

1-1-1 地域防災力の向上	38
1-1-2 効率的で効果的な消防体制の整備	40
1-1-3 災害に強いまちの形成	42
1-1-4 防犯・交通安全対策の推進	44
1-2-1 健康づくりと疾病予防	46
1-2-2 地域医療体制・医療保険制度の充実	48
1-3-1 地域福祉の推進	50
1-3-2 高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進	52
1-3-3 障害者の自立支援	54

地域防災力の向上

成果指標



現状

これまでの
主な取組み

個別連携する

用語説明

目指す姿

自助・共助・公助の役割が機能し、市民、地域、行政が一体となった災害に強いまちを目指します。

指標名	指標の説明	現状値(2022年) (2021年)	目標値(2026年)
自主防災組織率 (世帯割)	全世帯に占める自主防災組織が既に設置されている自治会に所属する世帯数の割合で、地域防災力が向上しているかを測る指標	88.1% (2021年)	100.0%
自主防災組織の活動に 参加している市民の割合	市民意識調査で「参加している」と回答した市民の割合で、地域における共助の取組状況を測る指標	12.4%	50.0%
家具固定を行っている 市民の割合	市民意識調査で「固定している」「固定が必要な家具類がない」と回答した市民の割合で、市民の自助の取組状況を測る指標	37.7%	50.0%
水や食糧などを備蓄して いる市民の割合	市民意識調査で「1週間分以上の備蓄をしている」「3日分程度の備蓄をしている」と回答した市民の割合で、市民の自助の取組状況を測る指標	52.0%	70.0%

○ 全国的に大規模災害が相次ぎ発生していることから、災害時における円滑で迅速な避難の確保と災害対策の実施体制の強化を図るため、2021(令和3)年に「災害対策基本法」の一部が改正され、避難勧告・避難指示の一本化や障害のある方や高齢者などの避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村において努力義務となりました。

○ 本市では、自主防災組織の組織率100%を目指して設立を推進していますが、人口減少や高齢化などの理由により、組織が設立できていない地域もあります。2021(令和3)年度末現在では、88.1%の組織率となっています。

○ 新型コロナウイルス感染症の発生以降、集団での防災研修や防災訓練が十分に実施できていません。また、避難所を開設する際ににおいても、集団感染を防ぐための対策が必要になりました。

○ 迅速で正確な防災情報の伝達のため、防災行政無線の放送内容の聞き直しサービスの導入や市のホームページやメール配信サービスを活用した情報伝達手段の充実を図っています。

○ 行政の防災対応力の強化を目指し、職員による防災訓練を行うとともに、防災マニュアルの整備を進めています。また、物資の供給をはじめとしたさまざまな分野の民間企業との災害協定の締結を進めています。

○ 指定避難所^{*1}への震度感知式鍵ボックスの設置 [2018(平成30)～2020(令和2)年度]

○ 防災行政無線の放送内容聞き直しサービスの導入 [2019(令和元)年度～]

○ 指定避難所への防災倉庫の設置 [2019(令和元)～2020(令和2)年度]

○ 指定避難所となる中学校屋内運動場への空調整備 [2021(令和3)～2022(令和4)年度]

○ 視覚・聴覚に障害のある方などに対する戸別受信機の貸出 [2022(令和4)年度～]

- ・地域防災計画 2021(令和3)年度～
- ・国民保護計画 2006(平成18)年度～
- ・地震防災対策アクションプログラム 2021(令和3)年度～

※1 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民などを災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民などを一時的に滞在させることを目的とした、市町村が指定する施設。

※2 災害対策本部

災害が発生または災害が発生するおそれがある場合に、防災の推進を図るために設置される組織。災害に関する情報の収集、災害予防と災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針作成と方針に沿った対策を実施する。

方針
1

防災意識の啓発、普及

- 市民の防災意識の向上と災害対策を促進する必要があります。
- 自主防災組織の設立促進と活動活性化のための取組が必要です。
- 避難所環境の充実とスムーズな避難所開設、運営に向けた取組が必要です。
- 災害対策本部^{※2}機能の充実と計画的な備蓄物資・資機材の整備が必要です。
- 誰もが確実に防災や災害の情報を入手できるように伝達手段の充実が必要です。

方針
2

防災施設などの計画的な整備

- 自主防災組織が地域の実情に応じて防災倉庫や資機材などを購入できるよう、補助制度による支援を行います。
- 災害想定に応じた備蓄食料の確保や資機材の整備を計画的に進めるとともに、それらを保管する拠点の整備を進めます。
- 避難所における良好で安全な生活環境の確保を目指した整備に取り組みます。
- 視覚や聴覚などに障害のある方や情報の入手が困難な人が確実に情報を収集できるよう支援を引き続き実施します。

方針
3

行政の防災対応力の強化

- 災害対策本部の立ち上げや避難所運営訓練を実施するとともに、各種マニュアルの検証を行い、隨時、更新します。
- 災害時における人的・物的応援の受入れを円滑に行うことができる受援体制を構築します。
- 災害対策や復旧を円滑に行うためのシステム構築を進めます。
- 災害時における人的・物的支援を確保するため、民間企業などとの災害協定の締結を推進します。

市民の皆さんに取り組んで欲しいこと

- 家庭での備蓄や家具固定を行います。
- 地域の防災訓練や研修に参加します。



11 住み続けられるまちづくりを

17 パートナーシップで目標を達成しよう

効率的で効果的な消防体制の整備

成果指標



目指す姿 安全・速やかに活動できる消防体制を構築するとともに、市民が安心して暮らせるまちを目指します。

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
消防団活動が地域の防災力向上に貢献していると感じている市民の割合	市民意識調査で「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した市民の割合で、充実した消防団活動が行えているかを測る指標	71.3%	100.0%
消防団員の充足率	市条例で定める消防団員定数（1,407人）の充足率で、効果的な消防体制が構築されているかを測る指標	94.7%	100.0%
火災発生件数	市内における年間火災発生件数で、火災予防対策の取組が推進されているかを測る指標	20件 (2021年)	現状値 未満
消防、救急体制に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、消防、救急体制の満足度を測る指標	43.8%	70.0%

○ 本市の常備消防は、岩出市と2市により設置している那賀消防組合が担っており、非常備消防である消防団と密接に連携・協力し、消防体制を確立しています。

○ 全国的に消防団員の高齢化や担い手不足が進んでおり、後継者の確保が課題となっています。本市の消防団員数は、県内2位の規模を備えていますが、消防団員の2008(平成20)年度末時点の平均年齢が43歳であったのに対し、2021(令和3)年度末時点では48歳となっています。

○ 特に山間部では消防団員の高齢化と担い手不足が深刻となっており、平野部においてもサラリーマンなどの被用者団員が増えています。そのため、2018(平成30)年度から消防団協力事業所制度^{※1}を導入し、地域の消防団活動に協力していただく事業所を増やし、消防団員が活動しやすい環境づくりに取り組んでいます。

○ 消防団本部女性分団と近畿大学生物理工学部内に消防団本部近畿大学部を設立しました。

○ 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「消防団の活動が地域の防災力の向上に貢献していると感じている市民の割合」は、71.3%となっています。

○ 毎年度、地域の消防施設の整備や資機材の配備をするなど消防力の向上を図っていますが、約800か所ある防火水槽については、老朽化が進んでいます。

○ 新入団員訓練や幹部訓練、全方面隊による分団訓練の実施 [毎年度]

○ 消防器具庫の更新・建替：9棟 [2018(平成30)～2021(令和3)年度]

○ 防火水槽の更新・整備：5基 [2018(平成30)～2021(令和3)年度]

○ 小型ポンプ付積載車の更新・整備：20台 [2018(平成30)～2021(令和3)年度]

○ 消防団員報酬の改定 [2022(令和4)年度]

・ 地域防災計画 2021(令和3)年度～

これまでの
主な取組み

個別連計する

用語説明

※1 消防団協力事業所制度

勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、消防団活動に協力する事業所の社会的貢献を認める制度のこと。

※2 学生消防団認証制度

大学などに通学しながら消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した学生に対して、その功績を認証し、就職活動を支援する制度のこと。

課題

主な取組方針



方針
1

持続可能な消防団体制の構築

- 消防団員の確保と消防団組織の再編に向けた検討が必要です。
- 消防団活動を効率的・効果的に実施するため、消防団員の能力向上と新たな技術・機器の導入が必要です。
- 消防団の認知度向上を図るため、活動を広く周知する取組が必要です。
- 市民や事業所の火災予防に対する意識の向上に向けた取組が必要です。
- 消防施設や資機材の継続的な更新整備が必要です。

方針
2

火災予防対策の推進

- 那賀消防組合や女性分団、女性防火クラブなどの関連団体と連携し、各家庭における火災予防の知識習得や地域の防火意識の向上を図ります。
- 那賀消防組合と連携し、火災警報器の適正な設置を推進します。

方針
3

消防・救急・救助体制の充実

- 岩出市と那賀消防組合との連携を強化し、消防・救急・救助体制を充実させます。

方針
4

消防施設の計画的な整備

- 計画的に消防器具庫、小型ポンプ付積載車、防火水槽の整備を進めます。

協働

市民の皆さんに取り組んで欲しいこと

- 消防団活動に協力します。
- 防火・防災・応急手当に関する知識を高めます。

災害に強いまちの形成

目標

大規模自然災害に備えた対策を進め、安全・安心な居住地が確保されているまちを目指します。

成果指標



指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
災害対策に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、災害対策に関する取組が、市民にどの程度満足されているかを測る指標	24.3%	50.0%
ため池改修箇所数	警戒を要するため池のうち、対策を講じたため池の箇所数で、改修がどの程度進んでいるかを測る指標	26か所 (2021年)	46か所
住宅耐震改修の補助件数	住宅耐震化促進事業による耐震改修に対する補助件数で、市民の耐震化に対する取組状況を測る指標	年間21件 (2021年)	4年間で80件

現状

- 国が実施する紀の川の岩出狭窄部対策事業については、2021(令和3)年3月に完成しました。また、現在、国は藤崎狭窄部※1 対策事業と麻生津無堤防地区※2 対策事業に取り組んでいます。
- 市内の普通河川の氾濫を未然に防ぐため、「普通河川整備要綱」を2019(平成31)年4月に制定し、市が準用河川とともに河川の浚渫※3 や護岸改修などを行っています。また、県管理河川については、河川の状況を見ながら、土砂撤去などを県に要望しています。
- 近年頻発する豪雨により、紀の川や貴志川に隣接する低地部の湛水対策のために、国営総合農地防災事業などで排水対策が実施されています。
- 本市には、2021(令和3)年度末現在で699か所の農業用ため池があります。そのうち豪雨や地震時に警戒が必要な防災重点農業用ため池として304か所が県により指定されており、計画的な改修や水位計などの設置が求められています。
- 大きな被害が予想される東海・東南海・南海3連動地震や南海トラフ巨大地震に備えるため、旧耐震基準で建築された住宅の耐震診断・耐震改修を促進しています。

これまでの主な取組

- 水防施設の適正な維持管理の実施 [毎年度]
- 緊急自然災害防止対策事業計画に基づく護岸改修：8件 [2020(令和2)～2021(令和3)年度]
- 海神池と平池へのため池水位管理システムの整備 [2021(令和3)～2022(令和4)年度]
- 防災重点農業用ため池の改修：26か所 [2021(令和3)年度末現在]
- 耐震改修補助件数：63件 [2018(平成30)～2021(令和3)年度]

個別連携する計画

- ・地域防災計画 2021(令和3)年度～
- ・耐震改修促進計画 2021(令和3)年度～2025(令和7)年度

用語説明

※1 藤崎狭窄部

紀の川の河口から約30kmにある藤崎頭首工から麻生津橋の間に位置する地形上川幅が狭くなっている部分。

※2 麻生津無堤防地区

麻生津大橋上流から下流にかけて無堤防になっている部分。

※3 浚渫(しゅんせつ)

河川などの底面から土砂などをすくい取ること。または、その土木工事のこと。



- 老朽化した水防施設の適正な維持管理や更新整備が必要です。
- 農業用ため池をはじめとした農地・農業用施設の地域ぐるみによる適正な保全管理や整備改修が必要です。
- 旧耐震基準で建築された住宅の耐震化に向けた取組が必要です。

方針
1

治水・排水対策の推進

- 水害時において、排水機場・樋門が適切に操作できるよう、日常的な操作訓練や機器の管理を行います。
- 市が管理する準用河川と普通河川の氾濫・浸水被害を未然に防ぐため、計画的に河川の浚渫や護岸改修を進めます。
- 国が実施する藤崎狭窄部対策事業と麻生津無堤防地区対策事業について、早期完成を国に要望します。
- 大雨による浸水の可能性がある地域における今後の排水対策のあり方の検討を進めます。

方針
2

土砂災害防止対策の推進

- 県と協力・連携し、土砂災害対策を推進します。

方針
3

農地・農業用施設の災害対策の推進

- 排水機の保全計画に基づき、更新・長寿命化などの対策を進めます。
- 農地湛水被害の軽減・解消を図るため、国や県などの関係機関と連携し、排水機や排水路の整備を計画的に推進します。
- 県の定める「ため池改修加速化計画」に基づき、県や地域と連携を図りながら、農業用ため池の改修を実施します。
- 農業用ため池への水位計・監視カメラ・雨量計の設置を推進するとともに、利用していない農業用ため池については廃止工事を推進します。

方針
4

住宅耐震化の推進

- 計画的な戸別訪問の実施や、広報紙や市ホームページなどによる啓発を行うとともに、住宅耐震化に必要な補助を行います。

市民の皆さんに取り組んで欲しいこと

- ため池や用排水路の維持管理をします。
- 住宅の耐震化に取り組みます。



防犯・交通安全対策の推進

目標す姿

交通安全や防犯に対する意識を高めるとともに、安全な交通環境の整備や防犯対策を行い、交通事故や犯罪の起きにくいまちを目指します。

成果指標



指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
市内交通事故発生件数（人身事故）	市内で発生した人身事故の件数で、交通安全対策の進捗状況を測る指標	98件 (2021年)	現状値未満
高齢者(65歳以上)の事故発生件数	市内で発生した高齢者(65歳以上)の事故件数で、高齢者に対する交通安全対策の進捗状況を測る指標	44件 (2021年)	現状値未満
犯罪率	人口千人当たりの刑法犯認知件数の割合で、防犯対策の進捗状況を測る指標	3.47% (2021年)	現状値未満
消費者被害にあわないように注意している市民の割合	市民意識調査で「消費者被害に注意している」「どちらかといえば注意している」と回答した市民の割合で、啓発活動の周知度合を計測する指標	91.7%	現状値以上

○ 高齢者ドライバーの増加とともに、高齢者が交通事故の加害者となることが多くなっています。本市の交通事故発生件数は、ここ数年減少傾向にありますが、2021(令和3)年度の人身事故件数98件のうち、44件は高齢者が関係する事故となっています。そうした中、高齢者を対象とした交通大学を開講し、高齢者の交通事故の防止と交通安全に対する意識の啓発を行っています。

○ 子供の交通安全対策と交通安全意識の向上を図るため、交通指導員会や交通安全母の会と連携し、登下校時ににおける見守りを実施しています。また、岩出警察署と連携し、市内保育所への交通安全教室を実施しています。

○ 市民が安全・安心に暮らせるまちづくりの実現に向けて、自治会が実施する防犯灯・防犯カメラの設置費用に対する補助を行っており、近年は防犯カメラの設置要望が増加傾向にあります。

○ より安全な通学路を実現するため、通学路交通安全プログラムによる関係機関との通学路合同点検の結果に基づき、グリーンベルトや区画線などを設置しています。

○ 消費者が安全で安心な日々を過ごせるよう、関係機関と連携しながら、消費者問題に関する相談窓口の開設や情報収集・提供を行い、消費者問題を未然に防ぐとともに、早期解決に取り組んでいます。近年は、高齢者からのインターネット通販に関する相談件数が増加しています。

現状

これまでの主な取り組み

- 防犯カメラの設置補助台数：31台 [2018(平成30)～2021(令和3)年度]
- 防犯灯の設置支援件数：2,157件 [2018(平成30)～2021(令和3)年度]
- グリーンベルトの設置延長：4,013m(18路線) [2020(令和2)～2021(令和3)年度]

用語説明

※1 特殊詐欺

電話やハガキなどを使って被害者を信じ込ませ、現金などをだまし取ったり、犯人の口座に送金させる犯罪のこと。



課題

主な取組方針

方針
1

交通安全対策の推進

- 小・中学生の自転車マナーの向上と高齢者の交通安全対策への取組が必要です。
- 高齢者の被害が大半を占める巧妙化、複雑化した特殊詐欺^{*1}に対する対策が必要です。
- 交通事故減少のため、関係機関との連携による交通安全施設の整備が必要です。
- 消費者相談体制の充実を図る必要があります。

方針
2

放置自転車対策の推進

- 駐輪場などでの駐車マナーを啓発し、歩行者への配慮や盗難防止を推進します。
- 放置自転車などの対策として、各駅駐輪場などの見回りを強化や放置されにくい環境づくりに取り組みます。

方針
3

地域防犯対策の推進

- 増加している特殊詐欺などの被害を減少させるため、防犯教室などを開催します。
- 各自治会への防犯灯・防犯カメラ設置などに対する補助を行い、地域一体となった防犯対策を推進します。
- 公共施設への防犯カメラの設置を推進します。

方針
4

交通安全施設の整備

- 通学路合同点検の結果により対策が必要となった箇所に対して、計画的にグリーンベルトや区画線などを設置します。
- 関係機関と連携し、ガードレールやカーブミラー、標識、道路照明などを整備・要望します。

方針
5

消費者の安全対策の推進

- 消費者問題の未然防止と早期解決のため、対面相談に加えオンラインを活用した相談窓口を開設し、相談体制の強化と充実を図ります。
- 成人年齢の引き下げに伴い、若年層に対して消費者被害防止に関する啓発を強化します。

協働

市民の皆さんに取り組んで欲しいこと

- 交通ルールや交通マナーを守ります。
- 地域の防犯活動、交通安全教室に積極的に参加します。

健康づくりと疾病予防

目指す姿

市民が健康な生活習慣や心の健康に理解を深め、自分に合った効果的な健康づくりに楽しく取り組み、生涯を通して健康的な生活を送ることができるまちを目指します。

成果指標



指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
健康寿命	健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間で、市民がどれだけ健康で長生きできているかを測る指標	男 79.94歳 女 84.40歳 (2021年)	現状値以上
健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合	市民意識調査で「取り組んでいる」「どちらかといえば、取り組んでいる」と回答した市民の割合で、市民の主体的な健康づくりの取組状況を測る指標	65.8%	70.0%
各種がん検診受診率	がん検診(集団検診・個別検診)の受診率で、市民の主体的ながんの早期発見、早期治療につながる取組状況を測る指標	胃 6.7% 大腸 15.0% 肺 14.3% 乳房 17.0% 子宮 11.1% (2021年)	胃 10.0% 大腸 25.0% 肺 17.0% 乳房 25.0% 子宮 15.0%
特定健診 ^{※1} 受診率	40～74歳の国民健康保険被保険者の特定健診(集団健診・個別健診)の受診率で、市民の主体的な疾患の早期発見、早期治療につながる取組状況を測る指標	36.6% (2021年)	42.0%

○ 市民の健康寿命は男女ともに延伸しており、引き続き「健康増進計画」で掲げる基本理念である「食べて動いて笑ってのばそう健康寿命」の実現に向けて、市民一人一人が日常生活において健康づくりを習慣化することができる取組の推進が求められています。

○ 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合」は65.8%となっていますが、30代から50代にかけた年齢層の取組が他の年齢層と比較して低い状況です。

○ 2020(令和2)年中における老衰を除く本市の死亡要因は、1位は悪性新生物(がん)、2位は心疾患、3位は脳血管疾患となっており、全国や県と同様に悪性新生物(がん)による死者が多くなっています。

○ 各種がん検診や特定健診の受診率は新型コロナウイルス感染症による集団検診の中止や受診控えの影響もあり、2020(令和2)年度に大幅に低下しました。

○ 特に子宮頸がん検診については、受診率が低調であるため、積極的な受診率向上につながる取組が求められています。

○ 新型コロナウイルス感染症対策については、ワクチン接種をはじめ、県と連携しながら感染の予防や拡大防止に取り組んでいます。

○ 「紀の川市民健康づくり11か条」の概要版全戸配布 [2020(令和2)～2021(令和3)年度]
○ 新型コロナウイルス感染症対策の実施(マスク配布・集団接種会場の設置) [2020(令和2)年度～]
○ 個別検診(胃がん・肺がん検診)における二重読影^{※2}体制整備 [2020(令和2)～2021(令和3)年度]
○ 「いのち支える自殺対策計画」の策定 [2020(令和2)年度]
○ 集団特定健診会場にて特定保健指導^{※3}を開始 [2021(令和3)年度]

- ・健康増進計画 2018(平成30)年度～2023(令和5)年度
- ・いのち支える自殺対策計画 2020(令和2)年度～2024(令和6)年度
- ・国民健康保険特定健康診査等実施計画 2018(平成30)年度～2023(令和5)年度
- ・国民健康保険データヘルス計画 2018(平成30)年度～2023(令和5)年度

※1 特定健診

生活習慣病予防のために、40歳から74歳までの人を対象としたメタボリックシンドロームに着目した健診。

※2 二重読影

1つの画像を2人の医師がそれぞれ診断すること。

※3 特定保健指導

特定健診の結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、保健師、管理栄養士などが生活習慣を見直すために行う助言・指導。

※4 がん検診の精度管理

臨床検査の測定値が正しい結果になるよう患者から検体を採取した時から検体の取扱いにさまざまな管理条件を設定し、管理すること(和歌山県におけるがん検診精度管理については、全ての市町村が精度管理を実施し、科学的根拠に基づく検診を実施することを目標に掲げている)。

※5 ナッジ理論

人の行動を強制ではなく、自然な形で誘導すること。



課題

主な取組方針

方針
1

健康づくりの推進

- 世代ごとに異なる健康課題やライフサイクルに応じた、よりよい運動習慣・生活習慣を定着させる取組が必要です。
- がん検診受診率の向上を図る取組が必要です。
- こころの健康づくりにつながる取組を推進していく必要があります。
- 感染症の予防の徹底とまん延防止に取り組む必要があります。
- 特定健診受診率・特定保健指導利用率を向上する必要があります。

方針
2

がん対策の推進

- ピンクリボンキャンペーンや広報紙による啓発などを通して、がん検診の積極的な受診勧奨を実施し、受診率の向上に取り組みます。
- 精密検査が必要な人に対するフォローを徹底し、精密検査受診率の向上を図ります。
- 医師会と連携を密にし、がん検診の精度管理^{*4}を充実させた体制づくりに取り組みます。
- 子宮頸がんのリスクを啓発するため、自宅でHPVの検査ができるキットの活用や、ナッジ理論^{*5}を活用した効果的な勧奨・周知を行います。

方針
3

自殺対策の推進

- 自殺対策を支える人材(ゲートキーパー)を育成するとともに、自殺を防ぐための正しい知識や理解を市民に普及するため、啓発・周知に努めます。

方針
4

感染症対策の推進

- 麻しん・風しん・結核などの特定感染症予防のため、ワクチン接種率の向上を目指します。
- 新興感染症の発生時には、県や関係各課と連携し、感染拡大防止対策に取り組みます。また、適宜、正確な情報を提供します。

方針
5

特定健診・特定保健指導の充実

- 特定健診受診率を向上させるため、特定健診未受診者に対し、ナッジ理論の活用など、効果的な受診勧奨を実施します。
- 特定保健指導を利用しやすい環境をつくります。また、民間企業との連携を図り、より効果的な運動習慣の定着に向けた取組を推進します。
- 医療機関との連携を密にし、引き続き糖尿病をはじめとした生活習慣病の重症化予防対策に取り組みます。

協働

市民の皆さんに取り組んで欲しいこと

- 定期的に検診を受け、健康に関する正しい知識や情報を得ます。
- 継続的に健康づくりに取り組みます。

地域医療体制・医療保険制度の充実

目標す姿

市民の誰もが必要なときに安心して、質の高い医療サービスを受けることができるまちを目指します。

成果指標

現状	主な取り組みまでの
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化の進行により、医療や介護の必要が高くなる人の増加が見込まれており、病床数が限られる医療機関での療養だけでは対応が難しくなることから、かかりつけ医を中心とした在宅医療の推進が求められています。 ○ 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「かかりつけ医を持っている人の割合」は67.6%となっています。 ○ 本市と岩出市で構成する那賀圏域においては、岩出市と共同運営する公立那賀病院をはじめ、計8病院が所在し、多くは急性期や慢性期の医療を担っています。また、救急医療については、那賀休日急患診療所が一次救急^{※2}を担い、那賀圏域内の6病院の輪番制により休日・夜間の二次救急^{※3}を担当しています。 ○ 産婦人科医の不足により、2020(令和2)年10月から公立那賀病院での分娩が休止しています。公立那賀病院をはじめ、県や関係機関との連携を図り、市内で安心して出産ができる体制の早期整備を進める必要があります。 ○ 2016(平成28)年8月から子ども医療費助成制度の対象を中学生の外来診療まで拡大し、中学校卒業まで医療費無料化を実現しています。 ○ 国保直営診療施設である鞆瀬診療所と細野診療所については、へき地医療の拠点として重要な役割を担っており、安定的なへき地医療の提供に向けて、現在、老朽化した鞆瀬診療所の新築移転を進めています。 	

用語説明

※1 カカリつけ医

健康に関することを身近に相談できる医師のこと。

※2 一次救急

軽症患者（帰宅可能患者）に対する救急医療のこと。

※3 二次救急

中等症患者（一般病棟入院患者）に対する救急医療のこと。

※4 ジェネリック医薬品

新薬（先発医薬品）と同じ有効成分で、国の基準・法律に基づいて製造・販売される低価格の後発医薬品のこと。



課題

主な取組方針

方針
1

地域医療体制の充実

- 患者の状態に応じた適切な医療を安定的かつ継続的に提供することができる体制づくりを進める必要があります。
- 安心して出産することができる体制が必要です。
- へき地においても充実した医療が提供できるよう診療環境などを整える必要があります。
- 国民健康保険制度の安定的な運営を図る必要があります。

方針
2

救急医療体制の充実

- 救急医療体制の適正・適切な利用を促進するため、役割・機能、利用方法などについて、一層の周知を図ります。
- 岩出保健所、公立那賀病院、那賀医師会などと連携し、災害時の救急医療体制の構築を図ります。

方針
3

福祉医療費助成の実施

- 経済的負担の軽減を図り、誰もが安心して医療を受けられるよう、医療費の助成を実施します。
- 子ども医療費助成の対象者の拡充を図ります。

方針
4

へき地医療体制の充実

- 国保直営診療施設が、安定的に運営できるよう取り組みます。
- 鞍渕診療所については、利用者の利便性向上を図るため、新築・移転を実施します。

方針
5

国民健康保険制度の安定的運営

- 国民健康保険税の収納率向上に努めます。
- 医療費の適正化を図るため、重複多剤対策やジェネリック医薬品^{※4}の利用を促進します。

協働

市民の皆さんに取り組んで欲しいこと

- 近所の医療機関のかかりつけ医を持ちます。
- 限りある医療資源を適切に利用します。

1-3-1 地域福祉の推進

目指す姿 地域に暮らす人々がともに支え合える地域をつくり、安心して暮らせるまちを目指します。

成果指標



指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
民生委員児童委員1人当たりの平均年間活動日数	地域福祉の活動状況を測る指標	79日 (2021年)	110日
民生委員児童委員の充足率	地域福祉に関わる人材の確保ができているかを測る指標	100.0% (2021年)	100.0%
ボランティア活動に参加している市民の割合	市民意識調査で「ここ1年でボランティア活動に参加している」と回答した市民の割合で、ボランティアなどの地域活動の活性化状況を測る指標	17.4%	25.0%
自立世帯件数	生活保護制度と困窮者自立支援制度を活用し、自立に至った世帯数で、生活困窮者への支援の成果を測る指標	2件 (2021年)	4年間で10件

○ 全国的に少子高齢化、核家族化、新型コロナウイルス感染症の影響などにより地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民の福祉ニーズが多様化するとともに、地域で支え合い、助け合いながら生活する地域のつながりが希薄化してきています。

○ 地域での課題解決や専門的な支援を担う福祉人材の育成が必要です。また、地域福祉活動を活性化させるため、中心的な役割を担うリーダーの育成も必要です。

○ 地域などでは解決できない課題については、各種専門機関などと連携し、情報共有や解決策の検討を行っていく必要があります、そのための仕組みづくりが求められています。また、生活困窮者をはじめとする複合的な課題や自立支援に適切に対応していくためにも、分野を横断した相談支援体制を構築・拡充していく必要があります。

○ 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「ここ1年でボランティア活動に参加したことのある市民の割合」は、17.4%となっています。

○ 本市の生活保護率は、2021(令和3)年度において6.92%となっており、近年横ばいの状況が続いていますが、被保護者の約7割が高齢者世帯であり、保護の脱却が難しい状況が予想されます。今後、一層の高齢化により、被保護者の増加が見込まれます。

○ 社会福祉協議会との連携による生活困窮者対策に取り組む体制の強化 [2021(令和3)年度]

○ 「地域福祉計画」の改定 [2022(令和4)年度]

○ 民生委員児童委員の継続した定員確保

- 地域福祉計画 2023(令和5)年度～2027(令和9)年度



- 地域住民がともに支え合い助け合う地域づくりに取り組む必要があります。
- 地域福祉を支える担い手の確保や中心的役割を担うリーダーの育成が必要です。
- 複雑化・複合化した生活課題や福祉ニーズに対応できる相談・支援体制の充実が必要です。
- 生活困窮者などに対する就労支援や生活再建のための適切な支援が必要です。

方針
1

多様なニーズに対応できる支援体制の構築

- 庁内各部署や福祉関係機関、地域福祉団体などとの連携を強化し、地域住民の複雑化・複合化した生活課題や福祉ニーズに対応できる相談支援体制、包括的な支援体制の構築に取り組みます。
- 多様な相談に対応できる職員の育成を図ります。
- 各相談窓口の一覧などを広報紙やホームページなどに掲載して周知を図ります。

方針
2

地域におけるつながりの構築・強化

- 地域で暮らす人々が地域に关心を持ち、日常的に声かけや見守りに取り組めるよう、地域住民が支え合い助け合う地域づくりの構築に取り組みます。
- 民生委員児童委員や社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉活動を促進します。

方針
3

活動の担い手の確保・育成

- 地域福祉を支える民生委員児童委員、ボランティア、地域福祉団体などの担い手の確保や中心的役割を担うリーダーの育成を行います。
- 地域の身近な相談相手である民生委員児童委員などの活動を強化するため、研修や情報提供などの充実を図ります。

方針
4

さまざまな問題を抱える世帯に対する自立支援と生活保護

- 生活困窮者などに対する支援制度の周知・普及を進めます。
- 要保護状態に至る前の生活困窮者からの相談受付を充実するとともに、個別の困窮実態に応じた支援を推進します。
- 生活保護受給者に対する健康保持・増進、疾病予防の意識付けを行い、健康状態の改善による自立阻害要因の解消に努めるとともに、就労機会の確保に取り組みます。

市民の皆さんに取り組んで欲しいこと

- 積極的に地域住民との交流を行います。
- 地域福祉活動に参加します。

高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進

目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らすことができるまちを目指します。

成果指標

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国的に高齢化が進行し、65歳以上人口の割合は2022(令和4)年3月確定値で29.0%となっています。本市においてはそれよりも高齢化の進行は早く、65歳以上人口の割合は、33.5%(2022(令和4)年3月時点)と全国値を上回っています。 ○ 認知症高齢者の数は、2025(令和7)年には全国で約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達すると見込まれており、今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気とされています。本市においても、認知症に関する家族などからの相談件数が増加しています。認知症になっても安全・安心に暮らし続けられるよう認知症の人やその家族を支援する体制づくりや取組が必要です。 ○ 2022(令和4)年実施の生活機能チェック調査の結果から、コロナ禍である2020(令和2)年から2022(令和4)年の2年間では、コロナ前である2016(平成28)年から2018(平成30)年までの2年間と比べて、健常高齢者からフレイルへ進行した人の割合が5%高くなっています。コロナフレイルの影響が示唆されます。 ○ 本市の要介護認定率は21.9%(2022(令和4)年3月時点)で全国値の18.9%を大きく上回り、和歌山県の21.9%と同率となっています。 ○ 厚生労働省は2025(令和7)年までに住民主体の通いの場に参加する高齢者の割合を8%とすることを目指し、取組を推進することが望ましいとしていますが、本市においては2022(令和4)年3月時点で約6%となっています。
これまでの主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紀の川歩(てくてく)体操^{※2}の活動拠点が42か所増加 [2018(平成30)年度～2021(令和3)年度] ○ 見守りと生活支援を目的とした移動販売車による移動カフェの開始 [2020(令和2)年度～] ○ 認知症高齢者等個人賠償責任保険制度の創設 [2021(令和3)年度] ○ 特定非営利活動法人フレイルサポート紀の川との間で高齢者のサポートに関する包括連携協定を締結 [2021(令和3)年度] ○ 成年後見制度^{※3}の利用促進などを目的とした権利擁護センターを社会福祉協議会内に設置 [2022(令和4)年度]
個別連計する	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業計画及び高齢者福祉計画 2021(令和3)年度～2023(令和5)年度 ・地域福祉計画 2023(令和5)年度～2027(令和9)年度

※1 認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けを行う人のこと。

※2 紀の川歩(てくてく)体操

高齢者が自身の身体状況に応じてさまざまな運動や体操を行い、要介護状態になるのを防ぐ取組のこと。

※3 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスに関する契約締結、遺産分割協議などに関する判断能力の不十分な方を保護し、支援する制度のこと。

課題



- 高齢者が生きがいを見つけ、社会活動に参加するには、就労やボランティア活動などの機会の確保や充実を図ることが必要です。
- 認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症になっても安全・安心に暮らし続けられるよう認知症の人やその家族を支援する体制づくりが必要です。
- 認知症センターを育成し、チームオレンジとして地域での見守り活動や啓発活動に取り組む人材を育成する必要があります。
- 今後増加が予想される独居高齢者や高齢者のみの世帯への対応として、地域の活力による見守りなどの共助体制を確立する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症による活動自粛に起因するフレイルの進行について、今後対策を講じていく必要があります。

主な取組方針

方針
1

高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

- 地域において就労やボランティアなどの担い手として活躍できる仕組みづくりに取り組みます。
- 社会との交流が希薄になることで心身の活力が低下する社会的フレイルを予防します。

方針
2

認知症対策の充実

- 住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう認知症の人とその家族を支援する取組を展開します。
- 認知症センターの養成やチームオレンジの創設など地域ぐるみで見守り、支える体制の構築に取り組みます。

方針
3

高齢者の尊厳への配慮と安全・安心な生活環境の確保

- 権利擁護に関する体制の充実や虐待の防止に向けた関係者間の連携を強化します。
- 災害などの緊急時における支援や見守りなど地域の共助体制の確立に取り組みます。

方針
4

介護保険制度の持続可能性の確保

- 健康づくりやフレイル予防に効果的な「通いの場」の普及拡大に向け、積極的な参加を促す情報発信などの取組を展開します。
- 事業所への運営指導やケアプラン点検などにより、介護サービスの質の向上を図ります。

方針
5

地域包括ケアシステムの推進

- 多様化する高齢者を取り巻く問題に迅速に対応するため、関係機関のネットワークの構築を図ります。
- 移動販売などの多様なサービス提供主体による生活支援体制の整備に取り組みます。

協働

市民の皆さんに取り組んで欲しいこと

- 自ら積極的に社会参加するとともに地域で支え合う意識を高めます。
- 介護保険制度を理解し適切に利用します。

障害者の自立支援

目指す姿 障害があっても住み慣れた地域で心豊かに暮らせるまちを目指します。

成果指標



指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
障害のある方が地域で安心して生活できると感じる市民の割合	市民意識調査で「感じる」「どちらかといえば、感じる」と回答した市民の割合で、障害のある方が地域で安心して生活できる状態になっているかを測る指標	41.6%	50.0%
就労移行支援事業の利用者数	障害のある方の社会参加の状況を測る指標	16人 (2021年)	21人
理解促進研修・啓発事業の参加者数	障害のある方への理解促進状況を測る指標	184人 (2021年)	800人

現
状

- 本市では、2017(平成 29)年 3 月に策定した「第 2 次障害者基本計画」に掲げる基本理念である「住みなれた地域で支え合う 心豊かな共生のまち」の実現を目指して、計画に基づく取組を推進しています。
- 本市の身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。
- 障害のある方が自らの意思決定により、希望する地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実が求められています。
- 障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所や入院からの地域移行を進めるための地域生活支援拠点などの整備をより一層進めることが重要となってきています。
- 障害や介護、子育てなどの属性別の支援方法では対応困難な複雑化、複合化した相談内容に対応できるよう、包括的な相談支援体制のさらなる充実・強化が求められています。
- 2022(令和 4)年度実施の市民意識調査によると、「障害のある方が地域で安心して生活できると感じている市民の割合」は、41.6%となっており、市民の半数を下回っています。

主これ
迄までの
取組

- 「広げようこころの輪手話言語条例」の制定 [2017(平成 29)年度]
- 医療的ケア児支援連携会議の設置 [2019(令和元)年度]
- 成年後見制度の利用促進などを目的とした権利擁護センターを社会福祉協議会内に設置 [2022(令和 4)年度]
- 基幹相談支援センター※1への専門職員の増員(正職員 1 人)による相談支援体制の強化 [2022(令和 4)年度]
- 地域生活支援拠点の充実(相談支援事業所 3 か所、居宅介護事業所 1 か所登録) [2022(令和 4)年 12 月現在]

個別連
計する

- 地域福祉計画 2023(令和 5)年度～2027(令和 9)年度
- 障害者基本計画 2017(平成 29)年度～2026(令和 8)年度
- 障害福祉計画・障害児福祉計画 2021(令和 3)年度～2023(令和 5)年度

用語
説明

※1 基幹相談支援センター

総合的・専門的な相談支援や成年後見制度利用支援事業などを実施し、地域の相談支援の中核的な役割を担う施設のこと。

※2 権利擁護制度

認知症の高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人などの判断能力が低下した人でも適切な自己決定や選択ができるような支援制度の総称。成年後見制度も権利擁護制度の1つと位置付けられる。

※3 障害者優先調達推進法

国、地方公共団体などの物品等の調達にあたり、障害者就労施設などから優先的に調達するように定めた法律。

※4 ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方に基づき、そのような社会実現に向けて条件を整える取組のこと。

課題

主な取組方針

方針
1

理解の促進と支え合う体制づくり

- 障害を理由とした差別の禁止と虐待防止向けた取組を充実し、市民への啓発に努めます。
- 障害のある方への理解の促進を図るため、那賀圏域障害児者自立支援協議会を中心に関係機関などと連携し、市民への啓発に努めます。
- 障害のある方の権利を守るため、権利擁護制度^{※2}の周知と理解の促進を図り、成年後見制度の利用につなげます。
- 障害のある方やその家族の自発的な活動や啓発活動への支援を行います。

方針
2

地域で自立した生活をするための支援

- 複雑化・複合化している相談内容に対応できる相談支援体制の充実を図ります。
- 入所や入院からの地域移行を進めるため、在宅での障害福祉サービスの充実や地域生活支援拠点などの整備・充実を図ります。
- 障害のある子供やその家族に対する相談支援体制や療育支援体制の充実に努めます。

方針
3

障害のある方の就労支援

- 障害者雇用の一層の推進のため、就労移行支援や就労定着支援体制の充実を図り、福祉的就労から一般就労への移行を推進します。
- 「障害者優先調達推進法^{※3}」に基づき、就労者の工賃、給料向上に向けた取組を促進します。

方針
4

安全・安心が確保される体制の整備

- 避難行動要支援者の個別避難計画作成を行い、適切な避難支援や安否確認を行うことができる体制を整備します。
- 障害のある方やその家族の防犯・防災対策の啓発活動に取り組むとともに、障害福祉サービス事業所などの防災対策を推進します。
- 公共施設・公共交通機関のバリアフリー化や心のバリアフリー化を促進します。

協働

市民の皆さんに取り組んで欲しいこと

- 障害のある方への理解を深めます。
- ノーマライゼーション^{※4}の共有を行います。

